様式第3

（表面）

中小企業等経営強化法施行規則第9条第4項の規定に係る確認書(エンジェル税制事前確認書)

番　　号
年　　月　　日

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名　殿

都道府県知事　印

　　年　　月　　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき確認します。

記

1　中小企業等経営強化法施行規則(以下「規則」という。)第8条第1号に該当すること。
(1)　業　　種
(2)　資 本 金 額　　万円
(3)　従 業 員 数　　人
(4)　設立年月日　　年　　月　　日
(5)　(以下のいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。)
○収入金額に対する試験研究費等の割合　　％(3％以上又は5％以上)
○研究者の人数　　人(　　％)(2人以上かつ10％以上)
○新事業活動従事者の人数　　人(　　％)(2人以上かつ10％以上)
○売上高成長率　　％(25％以上)
2　規則第8条第2号から第6号までに該当すること。
第2号　株式会社であること
第3号　外部資本が1／6以上であること
第4号　未上場会社であること
第5号　大規模会社の子会社でないこと
第6号　風俗営業等を行っていないこと
3　規則第10条第1項第1号又は第2号及び第3号に該当すること(申請者が第10条第1項第1号又は第2号及び第3号に該当することを証する場合に記載する。)

(1)　この確認書の有効期間は　年　月　日までです。
(2)　この確認が行われたことについては、希望しない旨の意思表示があった場合を除き、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）
(3)　株式の払込みの期日において規則第9条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第7条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。
(4)　この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
(5)　裏面注意事項を遵守してください。

（裏面）

注意事項

1　払込後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。

2　法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事にこの確認書を提出すること。

3　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。

4　株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。

5　この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。

6　エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。

7　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。